

市営住宅への入居者を募集します

問 都市計画課住宅係 ☎内線 214・234
 福島支所地域振興課 ☎内線 602-34
 鷹島支所地域振興課 ☎内線 603-23

種別	場所	住宅名	空き部屋（棟号）	家賃
公営住宅	御厨町	御厨団地	1-1 棟 205 号・402 号、2-1 棟 203 号	15,000 円～24,200 円
	志佐町	白浜団地	2-4 棟 2 号・4 号	12,000 円～17,900 円
		高野団地	2 A 棟 302 号、2 B 棟 102 号・401 号	14,000 円～23,100 円
		不老山団地	であい棟 201 号・212 号、なごみ棟 105 号	32,700 円
	調川町	前浜団地	F 棟 4 号	6,200 円～9,300 円
	今福町	今福団地	1 棟 302 号	17,600 円～27,300 円
	福島町	福崎団地	B 棟 102 号（特定公共賃貸住宅）	46,000 円
	鷹島町	中央団地	B 棟 201 号	15,400 円～23,000 円
石川団地		402 号	19,600 円～29,300 円	
定住促進住宅	御厨町	御厨上坊団地	1 棟 306 号、2 棟 102 号	30,000 円
	志佐町	高野松山団地	1 棟 104 号・408 号	23,000 円
			2 棟 105 号・303 号	29,000 円
	調川町	調川宮ノ前団地	1 棟 104 号・203 号・406 号、2 棟 107 号・506 号	29,500 円
	今福町	今福梶の葉団地	A 棟 4 号、B 棟 3 号・5 号	49,600 円～52,200 円
福島町	福島原団地	1 号	21,000 円	

※定住促進住宅（今福梶の葉団地を除く）は駐車場がありませんので、近隣の民間駐車場をご利用ください。

【公募期間】 7月6日（月）～22日（水）※土・日曜日、祝日を除く

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 都市計画課住宅係および各支所※入居時期は9月末頃の予定です。

※入居資格および申込方法、家賃等の詳細は問い合わせください。

定住促進住宅の2つの特典！最大で12,000円の家賃を減額

①子育て支援減額…満15歳以下のお子さんがある世帯 1人（2,000円減額）、
2人（4,000円減額）、3人以上（5,000円減額）

②市外からの転入者への減額…3年以上市外に居住し、令和2年度から令和4年度までに入居する人（入居後3年間）
1～4階（5,000円減額） 5階（7,000円減額）



▲今福梶の葉団地

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援について

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免

問 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が減少した世帯は、国民健康保険税が減免になる場合があります。

【対象となる世帯】 次の①②いずれかの条件を満たす世帯が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次のア～ウまでの全てに該当する世帯
 - ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれること
 - イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ウ. 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下であること

【対象となる保険税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来する国民健康保険税

※減免制度をご利用される人は、事前に問い合わせ先までお電話ください。

減免内容や申請書類は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免

問 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930 問 健康ほけん課国保・年金係 ☎内線 126

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入が減少した人は、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

【対象者】 次の①②いずれかの条件を満たす人が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、減免を受けようとする人の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、減免を受けようとする人の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次のア～ウまでの全てに該当する人
 - ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年収入と比較して30%以上の減少が見込まれること
 - イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ウ. 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下であること

【対象となる保険料】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来する後期高齢者医療保険料

※減免制度の詳細につきましては、問い合わせ先までお電話ください。